

社会福祉法人横浜共生会 職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、社会福祉法人横浜共生会の理事長の職務権限に属する事務の代決・専決に関し必要な事項を定めることにより、決済処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決 裁 事案について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専 決 常時決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代 決 理事長、又は専決権者が不在のときにその者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (4) 専務理事 定款第6条に規定する専務理事をいう。
- (5) 常務理事 定款第7条に規定する常務理事をいう。
- (6) 事務局長 社会福祉法人横浜共生会組織制規程（以下「組織職制規程」という。）第12条第1項に規定する事務局長をいう。
- (7) 総合施設長 組織職制規程第12条第1項に規定する総合施設長をいう。
- (8) 総括所長 組織職制規程第12条第1項に規定する統括所長をいう。
- (9) 総務担当部長 組織職制規程第12条第2項に規定する総務担当部長をいう。
- (10) 施 設 長 組織職制規程第12条第1項に規定する施設長をいう。
- (11) 統括担当 組織職制規程第12条第1項に規定する統括担当をいう。
- (12) 副施設長 組織職制規程第12条第3項に規定する副施設長をいう。
- (13) 課 長 組織職制規程第12条第3項に規定する課長をいう。
- (14) 所 長 組織職制規程第12条第1項に規定する所長をいう。

(理事長の決裁事項)

第3条 理事長は、おおむね次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会に関すること。
- (2) 重要な資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (3) 規程、規則及び細則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 特に重要な事業の計画立案、執行に関すること。
- (5) 重要な契約の締結に関すること。
- (6) 職員の任免及び賞罰に関すること。
- (7) 役員の報酬、費用弁償、宿泊を伴う出張に関すること。
- (8) 借入金に関すること。
- (9) 統括会計責任者に関すること。
- (10) 月次試算表に関すること。

- (11) 1件100万円以上の予算の執行及び契約の締結に関する事。
- (12) 特に重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (13) 訴訟その他争訟に関する事。
- (14) 損害賠償に関する事。
- (15) 各前号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関する事。

(専務理事の専決)

第4条 専務理事は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 理事会及び評議員会に提出する施設及び事業の重要な議案に関する事。
- (2) 施設及び事業の重要な事業の計画の立案、執行に関する事。
- (3) 施設及び事業の職員の事務分担に関する事。
- (4) 施設及び事業の重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (5) 施設及び事業の常勤嘱託職員の任免に関する事。
- (6) 理事長決裁を必要としない役員の出張に関する事。
- (7) 施設及び事業の所属職員の服務に関する事。
- (8) 施設及び事業の資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 1件の金額が100万円未満の施設及び事業の予算の執行に関する事。
- (10) 各前号に掲げるもののほか、施設及び事業の特に重要と認められる事項に関する事。

(常務理事の専決)

第5条 常務理事は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 理事会及び評議員会に提出する担当施設及び事業の議案に関する事。
- (2) 担当施設及び事業の重要な事業の計画の立案、執行に関する事。
- (3) 担当施設及び事業の職員の事務分担に関する事。
- (4) 担当施設及び事業の重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (5) 担当施設及び事業の常勤嘱託職員の任免に関する事。
- (6) 担当施設及び事業所属職員の宿泊を伴う出張に関する事。
- (7) 担当施設及び事業の所属職員の服務に関する事。
- (8) 担当施設及び事業の資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 1件の金額が100万円未満の担当施設及び事業の予算の執行に関する事。
- (10) 各前号に掲げるもののほか、担当施設及び事業の特に重要と認められる事項に関する事。

(事務局長の専決)

第6条 事務局長は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 理事会及び評議員会に提出する議案に関する事。
- (2) 本部の重要な事業の計画の立案、執行に関する事。

- (3) 所属職員の事務分担に関する事。
- (4) 重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関わること。
- (5) 職員の任免、配置換え、給与、福利厚生及び賞罰に関わる事務処理に関する事。
- (6) 所属職員の市内外出張に関する事。
- (7) 所属職員の服務に関する事。
- (8) 1件の金額が80万円未満の予算の執行に関する事。
- (9) 資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (10) 現金、有価証券及び担保物等の出納保管に関する事。
- (11) 各前号に掲げるもののほか、重要と認められる事項に関する事。

(総合施設長の専決)

第7条 総合施設長は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 理事会及び評議員会に提出する障碍関係施設の議案に関する事。
- (2) 障碍関係施設及び事業の重要な事業の計画の立案、執行に関する事。
- (3) 障碍関係施設及び事業の職員の事務分担に関する事。
- (4) 障碍関係施設及び事業の重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (5) 障碍関係施設及び事業の常勤嘱託職員の任免に関する事。
- (6) 障碍関係施設及び事業所施設長の宿泊を伴う出張に関する事。
- (7) 障碍関係施設及び事業の所属職員の服務に関する事。
- (8) 障碍関係施設及び事業の資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 障碍関係施設及び事業の運営、管理に関する事。
- (10) 1件の金額が80万円未満の障碍関係施設及び事業の予算の執行に関する事。
- (11) 各前号に掲げるもののほか、障碍関係施設及び事業の特に重要と認められる事項に関する事。

(統括所長の専決)

第8条 統括所長は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 理事会及び評議員会に提出する高齢施設の議案に関する事。
- (2) 高齢施設の重要な事業の計画の立案、執行に関する事。
- (3) 高齢施設職員の事務分担に関する事。
- (4) 高齢施設の重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (5) 高齢施設の常勤嘱託職員の任免に関する事。
- (6) 高齢施設所長の宿泊を伴う出張に関する事。
- (7) 高齢施設職員の服務に関する事。
- (8) 高齢施設の資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 高齢施設及び事業の運営、管理に関する事。
- (10) 1件の金額が80万円未満の高齢施設の予算の執行に関する事。
- (11) 各前号に掲げるもののほか、高齢施設の特に重要と認められる事項に関する事。

(総務担当部長の専決)

第9条 総務担当部長は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 理事会及び評議員会に提出する議案に関する事。
- (2) 本部の事業の計画の立案、執行に関する事。
- (3) 所属職員の事務分担に関する事。
- (4) 通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (5) 職員の任免、配置換え、給与、福利厚生及び賞罰に関わる事務処理に関する事。
- (6) 所属職員の市内外出張に関する事。
- (7) 所属職員の服務に関する事。
- (8) 1件の金額が50万円未満の予算の執行に関する事。
- (9) 資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (10) 現金、有価証券及び担保物等の出納保管に関する事。
- (11) 各前号に掲げるもののほか、これらに準ずる事項に関する事。

(施設長の専決)

第10条 施設長は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 施設に関する会議等の開催に関する事。
- (2) 施設に関する事業の計画の立案、執行に関する事。
- (3) 利用者の個別援助計画に関する事。
- (4) 通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (5) 施設の苦情解決に関する事。
- (6) 施設の運営管理に関する事。
- (7) 所属職員の事務分担に関する事。
- (8) パートタイム職員の任免に関する事。
- (9) 所属職員の休暇の承認に関する事。
- (10) 所属職員の出張に関する事。
- (11) 1件の金額が50万円未満の予算の執行に関する事。
- (12) 資産の管理及び処分に関する事。
- (13) 各前号に掲げるもののほか、これらに準ずる事項に関する事。

(統括担当の専決)

第11条 統括担当は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 施設及び事業に関する会議等の開催に関する事。
- (2) 施設及び事業に関する事業の計画の立案、執行に関する事。
- (3) 通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (4) 施設及び事業の苦情解決に関する事。
- (5) 施設及び事業の運営、管理に関する事。
- (6) 所属職員の事務分担に関する事。
- (7) パートタイム職員の任免に関する事。

- (8) 所属職員の休暇の承認に関する事。
- (9) 所属職員の出張に関する事。
- (10) 1 件の金額が 50 万円未満の予算の執行に関する事。
- (11) 資産の管理及び処分に関する事。
- (12) 各前号に掲げるもののほか、これらに準ずる事項に関する事。

(所長の専決)

第 12 条 所長は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 施設に関する会議等の開催に関する事。
- (2) 施設に関する事業の計画の立案、執行に関する事。
- (3) 通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (4) 施設の苦情解決に関する事。
- (5) 施設の運営、管理に関する事。
- (6) 所属職員の事務分担に関する事。
- (7) パートタイム職員の任免に関する事。
- (8) 所属職員の休暇の承認に関する事。
- (9) 所属職員の出張に関する事。
- (10) 1 件の金額が 30 万円未満の予算の執行に関する事。
- (11) 資産の管理及び処分に関する事。
- (12) 各前号に掲げるもののほか、これらに準ずる事項に関する事。

(副施設長・課長の専決)

第 13 条 副施設長・課長は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 施設に関する軽易な会議等の開催に関する事。
- (2) 軽易な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (3) 軽易な施設の運営、管理に関する事。
- (4) 職員の服務に関する軽易な事。
- (5) 1 件の金額が 10 万円未満の予算の執行に関する事。
- (6) 施設長決裁を必要としない資産の管理及び処分に関する事。
- (7) 各前号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(専決事項の特例)

第 14 条 前 7 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、理事長の決裁事項とする。

- (1) 内容が特に重要であると認められる事項。
- (2) 内容が異例であり、または重要な先例になると認められる事項。
- (3) 内容に疑義があり、または現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項。

(専決の報告)

第15条 第4条から第10条までの規定により専決した者は、必要があると認める時は、その専決した事項について、そのつど、または定例的にその内容を上司に報告しなければならない。

(事務の代決)

第16条 理事長が不在のときは、専務理事がその事務を代決することができる。

2 専務理事が不在のときは、常務理事がその事務を代決することができる。

3 総合施設長及び統括所長が不在のときは、事務局長及び部長がその事務を代決することができる。

4 施設長が不在のときは、副施設長がその事務を代決することができる。

5 所長が不在のときは、副所長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第17条 前条の代決は、急施を要するもの（特に重要又は異例を認められるものを除く）又はその処理についてあらかじめ理事長又は専決権者の指示を受けたものに限る。

(代決の報告)

第18条 代決した事項については、すみやかに理事長又は専決権者に代決した事項について報告しなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(競合規定事項の取扱い)

第19条 決裁を受ける事案が理事長の決裁事項又は専務理事及び常務理事以下の専決事項の2以上に該当する場合には、そのうちの上位の職にある者の決裁を受けるものとする。

(委任)

第20条 この規定の施行について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規定は平成6年1月15日から施行する。

2 この規定は平成7年3月26日から施行する。

3 この規定は平成9年4月1日から施行する。

4 この規定は平成11年10月1日から施行する。

5 この規定は平成16年4月1日から施行する。